

## 託送供給等約款等の変更届出

2022年4月1日  
北陸電力送配電株式会社

当社は、本日、経済産業大臣に2022年4月12日を実施日とする託送供給等約款等の変更届出を行いましたので、お知らせいたします。

当社は、電気事業法等の改正を踏まえ、本日、電気事業法第18条第5項、第20条第1項および第21条第1項に基づき、「託送供給等約款<sup>※1</sup>」、「電気最終保障供給約款<sup>※2</sup>」および「離島等供給約款<sup>※3</sup>」の変更届出を経済産業大臣に行いました。

また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第18条第1項に基づき、「再生可能エネルギー電気卸供給約款<sup>※4</sup>」の変更届出を経済産業大臣に行いました。

### 1. 主な変更内容

- (1) 特定卸供給事業<sup>※5</sup>の取扱い
- (2) F I P制度<sup>※6</sup>の取扱い
- (3) 1 需要場所複数引込みの取扱い

### 2. 実施日

2022年4月12日

- ※1 託送供給等約款  
小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用するときの料金等の供給条件を定めた約款
- ※2 電気最終保障供給約款  
高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまのうち、いずれの小売電気事業者とも、電気の需給契約を締結できないお客さまに対し、当社が電気を供給するときの料金等の供給条件を定めた約款
- ※3 離島等供給約款  
離島等のお客さまに対し、当社が電気を供給するときの料金等の供給条件を定めた約款
- ※4 再生可能エネルギー電気卸供給約款  
当社が買い取った再生可能エネルギー電気を、小売電気事業者へ卸供給するときの料金等の供給条件を定めた約款
- ※5 特定卸供給事業  
電気の供給能力を有する者（発電事業者を除く）に対し、発電又は放電を指示する方法その他の経済産業省令で定める方法により集約した電気を、小売電気事業等に供給することを特定卸供給といい、特定卸供給を行う事業であって、その供給能力が経済産業省令で定める要件に該当する
- ※6 F I P制度  
再生可能エネルギーの買い取りについて、市場価格に対して一定のプレミアム（補助額）を交付する制度

以上

## 託送供給等約款等の変更届出（概要）

国の審議会等を踏まえ、本日届け出た「託送供給等約款」、「電気最終保障供給約款」、「離島等供給約款」および「再生可能エネルギー電気卸供給約款」の見直し内容は以下のとおりです。

### 1. 特定卸供給事業の取扱い

（背景・目的）

現行の託送供給等約款において、需要抑制量調整供給（ネガワット供給）を電気事業法で定められている特定卸供給としているが、2022年4月1日から施行される電気事業法では、特定卸供給の対象が、小売電気事業への供給に加えて一般送配電事業や配電事業、特定送配電事業への供給も追加されることとなったため、規定を見直すものです。

（見直し内容）

託送供給等約款において、需要抑制量調整供給の対象を「特定抑制依頼によって得られた電気（ネガワット）を小売電気事業または特定送配電事業への供給に限定する」旨に規定を変更いたします。

### 2. F I P制度の取扱い

（背景・目的）

F I T制度により、固定価格買取保証やインバランス<sup>\*1</sup>の負担を免除する等の特例措置を設けることで、再生可能エネルギーの導入が拡大してきましたが、発電コストが着実に低減している電源については、電力市場への統合を図っていくことが必要であることから、2022年4月1日より、F I T制度に加えて、市場連動型のF I P制度が導入されました。

国の審議会<sup>\*2</sup>において、F I P電源は、他の一般的な電源と同様に、発電事業者がインバランスの負担をすることと整理がされたため、規定を見直すものです。

（見直し内容）

託送供給等約款においては、「特例発電バランシンググループの対象についてはF I T電源に限る」（F I P制度を適用する電源は特例発電バランシンググループから除く）旨に規定を変更し、法令名称等の変更を約款に反映いたします。

また、電気最終保障供給約款、離島等供給約款および再生可能エネルギー電気卸供給約款においては、法令名称等の変更を各々の約款に反映いたします。

### 3. 1 需要場所複数引込みの取扱い

(背景・目的)

現在、次世代の情報通信インフラ整備に向け、交通信号機に5G基地局を設置する検討が進められていますが、電気のご契約は「1需要場所1引込み」が原則であり、5G基地局への電気の供給については、別契約および別引き込みができない状況となっています。こうした状況を踏まえ、国の審議会<sup>※3</sup>において、交通信号機に5G基地局を設置する場合は、1需要場所複数引込みの適用を可能とするよう整理がされたため、規定を見直すものです。

(見直し内容)

交通信号機に5G基地局を設置する場合は、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置として特例需要場所の対象とし、1需要場所複数引込みの適用を認める旨を規定いたします。

- ※1 発電契約者等が電力広域的運営推進機関へ提出した日々の発電計画に対する発電実績の差分を「インバランス」と言い、需要と供給を一致させるために、インバランスについては、一般送配電事業者が補給等を行っています。
- ※2 総合エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会/電力・ガス事業分科会第18回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会、第6回基本政策分科会再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会合同会議第(2020年7月22日開催)
- ※3 第45回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会(2022年2月25日開催)

以 上